



広報

くどやま

お知らせ版 2026.4



4月23日は「子ども読書の日」 『ことばがきみのはねになる』

この日から5月12日まで「こどもの読書週間」が設定されています。
期間中、図書室では「おすすめ図書」の展示・貸出を行います。

○児童書

わたしがすきなもの たけうち ちひろ
けいちゃんが好きなのは、ポテト。きみがすきなものは、なあに？
いろいろな子どもと家族の「好き」がいっぱいのお話。

注意読本 五味 太郎
おともだちえほん 高濱 正伸

○一般

飼い犬に腹を噛まれる 彬子女王
くすっと笑えて、ほんわかする47のエッセイ&挿絵♪
頼る勇氣 和田 秀樹
君につながる古典教室 佐藤 透

○文学

カフェーの帰り道（第174回直木賞受賞作） 嶋津 輝
成瀬は都を駆け抜ける 宮島 未奈
小説#拡散 港 岳彦
ワクチンを打った次の日に、妻が突然死んだ。夫は、真実を求めて
まずスマホを開いた。バズとデマの渦中で私たちの本音が暴かれる！



待ってるよ！

★スタンプラリー開催します！

- ・期間：4/20(月)～5/15(金)
 - ・場所：九度山町中央公民館図書室
- 素敵なプレゼントを用意しています♪

☆本を借りるとき、利用カードが必要です。

未登録の方は、本人確認証明書等をご持参ください。

◆1人5冊まで。2週間借りられます。

■問い合わせ 中央公民館 (☎54-2019) (受付時間：9時～17時)

和歌山県立図書館の本を
借りることもできます！！

住民課からのお知らせ
問い合わせ（☎54-20019）

**令和8年度犬の登録と
狂犬病予防集合注射**

犬の登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年必ず受けなければなりません。今年度は、**4月24日(金)**に予防集合注射を実施しますので、犬を飼っている方は必ず受けてください。

また、すでに犬の登録がお済みの方には、通知はがき（狂犬病予防注射接種通知書兼現況届受付票）を郵送します。注射当日に裏面の問診および、飼い主の署名欄を必ずご記入のうえご持参ください。

時間	場所
9:20～9:30	河根児童館前
9:40～9:50	繁野集会所前
9:55～10:05	梅林児童公園
10:10～10:20	広良旧マルひ選果場前
10:25～10:35	広良農業会館前
10:50～11:00	料金所跡前
11:10～11:20	中古沢梅村店様前
11:25～11:35	下古沢コミュニティ消防センター前
11:40～11:50	高野下駅前
13:20～13:30	入郷コミュニティ消防センター前
13:35～13:45	慈尊院児童館前
13:50～14:00	西島地藏堂前
14:05～14:15	旭集会所前
14:20～14:30	松田モータース様前
14:35～14:45	元南都銀行前
14:50～15:00	九度山駐車場（真田庵前）
15:05～15:20	ふるさとセンター前

【注意】

・注射に来られる際は、事故防止のため犬を押さえることのできる方がお越しくください。

・予防注射により、まれに予測可能な副反応が起こることがあります。

この通知が届いた方で、すでに犬が亡くなられている場合は、死亡の手続きが必要となりますので、住民課までお電話ください。

■手数料（一頭分）

- ・犬の登録手数料 3,000円
 - ・狂犬病予防注射手数料 3,250円
- （できるだけお釣りの無いようご準備ください。）

住民票やマイナンバーカード等に旧氏（旧姓）を併記できます

旧氏（旧姓）を併記することで、婚姻等により氏に変更があつた場合でも、従来称してきた氏が住民票等に記載され、住民票の写しやマイナンバーカードで旧氏を公証することが出来ます。（一部の証明では、旧氏と併せて旧氏の振り仮名が記載できます。）

希望される方は、住民票に旧氏を記載するための手続きが必要で、
※ただし、旧氏を記載すると、住民票・印鑑登録証明書に旧氏が必ず記載されます。省略することはできませんので、ご留意ください。

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種のお知らせ

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンによって、重症な肺炎などにかかることを予防できます。対象者には、誕生日の月の中旬に接種券を発送します。

■対象者
対象者は、次のいずれかに

に該当する方です。

(1) 65歳の方（※個別に案内を送付します。）

(2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方

■自己負担額

2,500円×1回

■接種場所

伊都・橋本の医療機関（和歌山県内の多くの医療機関でも接種が可能です。）

带状疱疹ワクチン定期接種のお知らせ

带状疱疹ワクチンによって、带状疱疹やその合併症を予防できます。対象者には、4月に接種券を発送します。

■対象者

対象者は、次のいずれかに該当する方です。

(1) 年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方

(2) 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルス

（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

■ワクチンの種類

ワクチンは次のいずれかです。

- ① 不活化ワクチン
- ② 生ワクチン（※詳しくは、接種券に同封の案内に記載しています。）

■自己負担額

- ① 7,000円×2回
- ② 3,000円×1回

■接種場所

伊都・橋本の医療機関（和歌山県内の多くの医療機関でも接種が可能です。）

福祉課からのお知らせ
問い合わせ（☎54-20019）

『学生納付特例制度』について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『**学生納付特例制度**』

があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれ、ほとんどの学生が対象となります。申請を希望される方は、役場で手続きができますので、学生証をお持ちの上、福祉課までお越しください。

特別児童扶養手当および特別障害者手当の額について

○特別児童扶養手当とは？

中程度以上の障がいをお持ちのお子さんを監護する親、もしくは親に代わり養育する方に対して、児童福祉の増進を目的に、児童の障がいの等級に応じた一定額の手当を支給する制度です。

○特別障害者手当とは？

在宅で、重度の重複障がいがある方等（常時特別介護を要する方）に対して手当を支給する制度です。

令和8年度の手当額は、左記のとおりです。

■特別児童扶養手当

○1級 児童1人につき

月額58,450円

○2級 児童1人につき

月額38,930円

■特別障害者手当

対象者1人につき

月額30,450円

※手当の額は、消費者物価指数の変動率等に応じて改定されます。

児童扶養手当額について

令和8年度手当額については、左記の額となる見込みです。

	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
子どもが1人の場合	48,050円	48,040円 ～11,340円
子どもが2人以上の 加算額	11,350円	11,340円 ～5,680円

税務課からのお知らせ

問い合わせ（☎54-20019）

令和8年度町税等の納税通知書の送付について

納税通知書は、町から郵送により直接、各納税義務者あてに送付されます。

各税目ごとの送付日程は、次の表のとおりです。

税目	送付予定時期
軽自動車税	令和8年5月上旬
固定資産税	令和8年5月上旬
町県民税	令和8年6月上旬
国民健康保険税	令和8年7月中旬

また、町では、大変便利な口座振替による納税を推進しています。この機会にぜひ口座振替をご利用ください。



口座振替の申込手続の方法について

○窓口での申し込み

振替を依頼される金融機関の預金通帳と印鑑を各金融機関にご持参いただき、備え付けの「九度山町町税等口座振替依頼書」に必要事項を記入押印のうえ、窓口へお申し込みください。

○ネット申し込み

紀陽銀行、南都銀行に限り、オンラインでの申し込みが可能です。

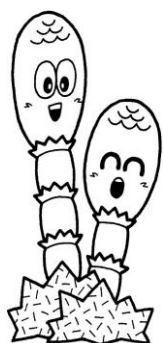
詳しくは町ホームページ
(<https://www.town.kudoyama.lg.jp/zeimu/noufu.html>)
をご覧ください。

■取扱税目等

- ・町県民税（普通徴収）
 - ・固定資産税
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税（普通徴収）
 - ・住宅使用料
- 取扱金融機関
- ・指定金融機関
 - ・（株）紀陽銀行
 - 収納代理金融機関
 - ・（株）南都銀行
 - ・和歌山県農業協同組合
 - ・ゆうちょ銀行（郵便局）

なお、橋本市・伊都郡外の金融機関には、この口座振替依頼書が備えられていません。お手数ですが、必要な方は税務課までご連絡いただきますようお願いいたします。郵送にてお送りします。

口座振替をご利用の方は、領収書の発行をしませんので通帳の記帳にてご確認ください。また、通帳の預金残高が不足していますと振替ができませんので、振替日前日までに預金残高の確認をお願いいたします。



軽自動車税および自動車税の減免について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が使用する自動車は、**名義や障害の程度など一定の要件があります**が、申請により減免を受けることができます。

■軽自動車税について

次のような軽自動車についても、一定の要件を満たす

場合に申請により減免を受け
ることができません。

・その構造が専ら身体障害者
等の利用に供するためのもの
である軽自動車

・福祉事業を本来の事業とし、
その用に供する社会福祉法人
等の所有するもの

・公益のために直接専用
すると認められる軽自動車

・生活保護法の規定により生
活扶助を受ける者が所有
し、または使用する軽自動車

・災害や盗難により使用不能
となった軽自動車

※詳しい要件および手続きに
必要な書類等については、
ご相談ください。

○減免申請期間
5月7日(木)～5月25日(月)

○問い合わせ 税務課

※令和7年度に申請された方
は、納付書に案内を同封し
ます。

軽自動車税の納税証明書について

■車検時の納税証明書の提示
が原則不要となっています

令和5年1月より軽自動車
税の納付状況を軽自動車検査
協会がオンライン(軽JNK S)

で確認できるようになったこ
とから、車検時の継続検査窓
口で車検用納税証明書の提
示が原則不要となっています。

ただし、次の場合について
は、納税証明書が必要となる
ことがあります。

・納税したばかりのため、
軽JNK Sに納税状況が
登録されていない場合

・他の市町村へ引っ越した
直後の場合

・中古車購入や名義変更直
後の場合

・対象車両に過去の未納が
ある場合

※納付方法によっては、納付
状況が反映されるまで1
～3週間程度かかる場合
があります。車検をお急ぎ
の方は、納税証明書をご利
用ください。

■口座振替で納付されてい
る方へ

納税証明書の提示が原則
不要となったことにより、6
月中旬に口座振替で納付さ
れた方へ送付しております
なっています。

■納税証明書の請求につい
て

軽自動車税の納税証明書

が必要な場合は、税務課に
おいて発行します。

納付後すぐに請求される
方は、納付状況が反映され
ていない場合があるため、
領収日付印が押された領収
書と本人確認書類をご持参
ください。

■地方税統一QRコードを利
用した納付について

納付後すぐに車検を受け
られる方は、納付書裏面に
記載の金融機関などの窓口
で納付ください。

○eL-QR等を利用した納
付について、詳しくは次
のHPをご確認ください。

地方税お支払いサイト
<https://www.payment.el-tax.tla.go.jp/>

自動車税の納期内納税につ いて

自動車税の納期限は6月
1日(月)です。

納期限内納税をお願いしま
す。

納税はお早めにお近くの
金融機関、コンビニなどへ。
パソコン、スマートフォンな
どからクレジットカードで納
付もできます。

また、スマートフォン決済

アプリ (PayPay, auPay 等)
で納付することもできます。

■問い合わせ
紀北県税事務所 課税課
(☎0736-6110067)



産業振興課からのお知らせ 問い合わせ(☎5412019)

森林をお持ちの皆さまへ

森林の立木を伐採する時
には届け出が必要です。

①立木を伐採する時は、事前
に「伐採及び伐採後の造林
の届出書」

②伐採が完了した時は、「伐
採に係る森林の状況報告
書」(ただし、間伐を除く。)

③伐採後の造林が完了した
時は、「伐採後の造林に係
る森林の状況報告書」

①②③を提出することが森
林法で義務づけられていま
す。

○普通林の場合

■伐採及び伐採後の造林の
届出

伐採を始める90日から30
日前まで

■伐採に係る森林の状況報
告

伐採を完了した日から30
日以内

■伐採後の造林に係る森林
の状況報告

造林を完了した日から30
日以内

○保安林の場合

・間伐は90日から20日前ま
でに届け出が必要です。

・皆伐は、伐採面積の限度公
表日から30日以内に県へ
の許可申請が必要です。

■伐採及び伐採後の造林の
届出

伐採を始める90日から30
日前まで

■伐採に係る森林の状況報
告

伐採を完了した日から30
日以内

■伐採後の造林に係る森林の状況報告

造林を完了した日から30日以内

○保安林の場合

・間伐は90日から20日前までに届け出が必要です。
 ・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要です。

■提出先

伐採・造林する森林がある市町村の長

※無届、無許可による伐採をした場合、罰金に処される場合があります。

※また、1万㎡(ただし、太陽光発電設備を設置する場合5千㎡)を超えて森林を開発する場合は、県知事の許可が必要です。

・詳細は、町ホームページをご覧ください。



森林の土地の所有者届出制度

■森林の土地の所有者届出制度について

新たに森林の土地の所有者となった方は、森林法の規定により土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村への届出が義務付けられています。

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をする必要があります。(ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している場合は対象外。)

有害鳥獣駆除実施のお知らせ

紀の川河川敷において、左記の期間中、銃器による有害鳥獣(カワウ・サギ類)の駆除を行います。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

■実施期間

4月1日(木)～5月15日

(金)

(4月29日(祝)～5月6日

(祝水は除く。)

■実施時間

午前(日の出～正午)

「緑の募金」にご協力ください

4月15日～5月14日は『みどりの月間』です。緑の募金運動に、皆さまのご協力をよろしくお願いたします。

九度山町緑化推進会



労働安全衛生法に基づく講習等のご案内

講習の名称	日時	場所	受講料等	受付開始日
職長・安全衛生責任者教育	4月7日(火)～8日(水)	和歌山県建設会館 3F会議室	16,115円	3月9日(月)～
職長・安全衛生責任者能力向上教育	4月21日(火)		9,405円	3月23日(月)～
フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育(6時間)	5月12日(火) 午前10時～		9,185円	4月13日(月)～
刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育	5月19日(火) 午前10時～		11,330円	4月20日(月)～
建設業等における熱中症予防指導員研修	6月2日(火) 午後1時～		8,690円	5月7日(木)～
建設業等における熱中症予防指導員研修	6月9日(火) 午後1時～		8,690円	5月11日(月)～
鋼橋架設等作業主任者	7月7日(火)～8日(水)		13,145円	6月8日(月)～

■問い合わせ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 (☎073-436-1327) (FAX073-426-3987)

- 《注》
1. 講義時間は、いずれも午前9時～午後5時10分(講義内容により、変更があります)。
 2. 受講の申込みは、受講申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送をお願いします。
 ※口座振込をご希望の方は、当支部まで連絡をお願いします。
 3. 受講料等には、テキスト代が含まれています。
 テキストが改定された場合は、受講料を改定させていただく場合があります。
 4. 定員になり次第、締め切ります。
 5. 申込者が少数の場合は、講習会を取り止めさせていただく場合があります。

令和6年度 九度山町の連結財務書類4表を公表します

九度山町では、その年度における現金の収入および支出を基本とする会計処理を行っています。しかし、この会計方式では現金の収支が伴わない資産・負債といったストック情報やサービス提供により発生したコスト情報などを把握することが難しくなります。

これらの現行会計制度で不足している情報を補うため、総務省の指針により企業会計的手法を取り入れた財務書類4表を作成し、公表するように示されています。

●財務書類について

「貸借対照表」「純資産変動計算書」「行政コスト計算書」および「資金収支計算書」の4つの表から構成されています。

■貸借対照表

「資産」「負債」「純資産」により財源の使途や調達方法を表します。

■純資産変動計算書

1つの会計年度の貸借対照表の「純資産」を表します。

■行政コスト計算書

「行政コスト」「収益」により経常的な行政サービスのコストとそれらに対する収益を表します。

■資金収支計算書

1つの会計年度の「歳計現金」の増減を性質別に表します。

●連結について

当町の会計は、普通会計、特別会計および企業会計に分かれており、国民健康保険、後期高齢者医療および介護保険の特別会計と簡易水道事業および下水道事業の企業会計を設置しています。

普通会計のみで財務書類を作成しても町全体を表すことができないため、先ほどの特別会計、企業会計と関係団体等を含めて一つとしてとらえる（連結する）ことにより、総合的に表すことができます。このようになります。（連結対象については、下枠を参照）



連結対象

■普通会計

一般会計

■特別会計

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計

■企業会計

簡易水道事業会計、下水道事業会計

■一部事務組合・広域連合

橋本伊都衛生施設組合、和歌山県市町村総合事務組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、伊都郡防組、橋本周辺広域市町村圏組合、和歌山地方税回収機構、和歌山県後期高齢者医療広域連合

■第三セクター

一般財団法人 柿の里振興公社、社会福祉法人 九度山町社会福祉協議会

連結財務書類4表に基づく指標

令和7年3月末の住民基本台帳人口3,715人で資産・負債などを除して、次のとおり算出しました。

- ◎町民1人当たりの資産額 5,602千円
- ◎町民1人当たりの負債額 2,484千円
- ◎町民1人当たりのコスト 1,713千円

●詳しくは、九度山町ホームページ

(<https://www.town.kudo.yama.lg.jp/>) をご覧いただけます。



連結貸借対照表

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産 (公共施設、道路、投資など)	19,199,729 千円	固定負債 (借入金、退職手当引当金など)	8,424,386 千円
流動資産 (資金、未収金、基金など)	1,610,968 千円	流動負債 (1年以内償還予定地方債など)	803,823 千円
		負債合計	9,228,209 千円
		純資産の部	金額
		純資産合計	11,582,488 千円
資産合計	20,810,697 千円	負債および純資産合計	20,810,697 千円

資産 = 負債 + 純資産

連結行政コスト計算書

経常経費	
人にかかるコスト (人件費など)	1,196,477 千円
物にかかるコスト (物件費、減価償却費、維持補修費など)	2,391,776 千円
その他のコスト (支払利息、回収不能見込額など)	84,682 千円
移転支出的なコスト (社会保障給付、補助金等、他会計への支出金など)	3,196,733 千円
経常経費合計	6,869,668 千円
経常収益	
使用料・手数料・保険料等	151,221 千円
経常収益合計	505,313 千円
純経常行政コスト (経常経費 - 経常収益)	6,364,355 千円
臨時損失	32,773 千円
臨時利益	962 千円
純行政コスト	6,396,166 千円

連結純資産変動計算書

期首純資産残高	11,824,023 千円
純経常行政コスト (△)	△6,396,166 千円
財源調達 (地方税、地方交付税、補助金など)	6,060,029 千円
その他	94,602 千円
期末純資産残高	11,582,488 千円

連結資金収支計算書

期首資金残高	376,887 千円
当期収支	67,411 千円
【内訳】	
業務活動収支	658,218 千円
投資活動収支	△558,024 千円
財務活動収支	△32,783 千円
期末資金残高 (比例連結割合変更に伴う 差額を含む。)	446,227 千円
期末現金預金残高	477,010 千円

人生は、これからが面白い!!

一緒に働きませんか?

(原則60歳以上の方)

- 健康増進・収入UP・新しい仲間。
一石三鳥!!

※ 女性会員も活躍中です!

地域によって就業体験(見学)を予定しています。



各事業所様へ

様々なお仕事も引き受けます
シルバーにおまかせ下さい!!

お問合せ先 九度山町シルバー人材センター
☎54-9060 FAX54-9061

公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会

厚生労働省委託事業/高齢者活躍人材確保育成事業

まちの助成制度などを活用ください！

町には、町民の皆さんに活用していただける助成制度がたくさんありますので、その一部をご紹介します。

住宅に関する助成制度

問い合わせ 建設課
(☎542019)

●九度山町内の民間賃貸住宅入居者 家賃補助制度

■民間賃貸住宅の定義

建物の所有者との間で賃貸借契約（親族が所有し、かつ、居住する住宅を賃貸借する場合を除く。）を締結して自己の居住用に供する住宅。ただし、次の住宅を除く。

- ①町営・県営・独立行政法人都市再生機構・住宅供給公社等の公的賃貸住宅
- ②借り上げ公共賃貸住宅
- ③社宅・官舎・寮等の給与住宅
- ④特定優良賃貸住宅

■家賃補助月額

▽84ヶ月（7年間）を限度として、実質家賃負担額の半額を補助。ただし、九度山町地域優良賃貸住宅入居者の家賃補助月額の最高額を

上限とする。

※実質家賃負担額：賃貸借契約に定められた家賃額（共益費および駐車場使用料等を除く。）から住宅手当額を控除した額。

■補助対象世帯

▽申込日現在において、九度山町に住所を有する新婚世帯（婚姻の届出が過去3年以内の世帯で夫婦がいずれも満40歳未満である世帯）、子育て世帯（夫婦の間に小学校卒業前の子がいる世帯）又は、ひとり親世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は同条第2項に該当するもの）同居者に小学校卒業前の子がいる世帯）であること。

▽政令月収が487,000円以下であること。

※政令月収：本人および同居者全員の合計所得額から控除額を引いて、12ヵ月で除した金額。

▽生活保護による住宅扶助や他の公的制度による家賃補

助などを受けていないこと。

▽独立の生計を営んでいること。
▽令和8年度で新規に申込みをされる世帯（令和7年度で既に補助対象世帯となっている世帯は除く。）

■申込手続き

▽申込書、入居者全員の住民票および所得証明書、その他必要な書類を提出してください。

■申込書の配布および受付の期間について
▽令和8年4月24日(金)～令和9年3月26日(金)

※遡っての申込みは受付できません。
※詳しくは、九度山町ホームページをご覧ください。

ゴミに関する助成制度

問い合わせ 住民課
(☎542019)

●生ごみ処理機器購入費補助金

生ごみ処理機器を購入される方に、費用の一部を補助します。ただし、補助予定数内

とします。

■補助予定数

- コンポスト2台
- 電気式処理機2台

■補助金の額

- コンポスト

■補助金額

- 1台当たり3千円を限度

■補助台数

- 1世帯1台まで

○電気式処理機

■補助金額

- 1台当たり3万円を限度とし、購入額の2分の1

■補助台数

- 1世帯1台まで

※本体のみ補助対象（消費税、配達料などは補助対象外）で100円未満は切り捨てとなります。

■補助対象

本町に住所を有し、かつ、居住している方で、処理機器を生ごみの減量や堆肥化のために活用し、維持管理を自ら行える方。

■申請に必要なもの

●領収書（購入した処理機器の名称、型式、購入者の氏名および購入日が明記されているもの）、電気式処理機については保証書の写しを添付すること。

●農協、銀行、ゆうちょ銀行

福祉に関する助成制度

問い合わせ 福祉課
(☎542019)

●九度山町シルバータクシーチケット助成事業

九度山町における高齢者など交通弱者の利便性向上を図るため、標記助成事業を引き続き実施し、タクシーチケットを配布します。

■対象者

- ①ひとり暮らしの高齢者（満75歳以上）(※)
 - ②高齢者世帯（満75歳以上で構成される世帯）(※)
 - ③同居親族のある満75歳以上高齢者世帯の方
 - ④民生委員の副申により、町長が特に必要と認める方
- ※祇園・妙見・大將軍・宮垣内・丹生に住まいの方は満70歳以上

■助成額

乗車一回につき、「地域別定額料金表」に定めた額。タクシー料金が助成額を超越した場合、その差額は利用者の実費負担となります。
1回の乗車につき、使用で

の振込先の通帳、またはそのコピー・印鑑（認印で可）
※申請書は住民課にあります。

きる助成券は1枚です。運賃を支払う際は、運転手に冊子を
お渡しください。不正利用が認められた場合、タクシーケ
ットを返還いただくこととなります。ルールを守り、適切に
ご利用いただきますようお願いいたします。

■地域別定額料金表

タクシー運賃の値上げに伴い、令和8年4月から料金を改定
します。令和8年度から使用するタクシーチケット(表紙オレ
ンジのもの)については、次の表のとおり、変更後の金額が適
用されますのでご注意ください。

地区名	助成額(円)	変更前	変更後
西島	1,370	↓	1,550
慈尊院	830	↓	950
入郷一、入郷二	740	↓	750
大字九度山地区内※	650	↓	650(変更なし)
椎出東、椎出西、長坂	1,280	↓	1,350
下古沢一、下古沢二	1,820	↓	1,950
中古沢	2,090	↓	2,350
上古沢	2,360	↓	2,650
笠木	3,260	↓	3,650
繁野第一、繁野第二	1,100	↓	1,250
河根峠、硯水	1,280	↓	1,350
梨の木	830	↓	950
祇園、妙見、大將軍、 宮垣内、丹生	1,640	↓	1,850
田摩	2,450	↓	2,750
丹生川一、丹生川二	3,080	↓	3,450
丹生川三	4,160	↓	4,650
市平	3,800	↓	4,150
北又	4,700	↓	5,250
久保	3,620	↓	4,050
柿平	4,340	↓	4,750
野平・東郷	3,170	↓	3,450
日の出	2,450	↓	2,750

※梅林一・二、広良、わかく
さ、東第一、桃園、中組、
盛栄、神明、千代ヶ丘、西
第二、永代第一・第二、真
田、稲荷、舟戸、旭一・二、
さくら一・二、くにき

■助成枚数

- ①②④は、1年間に36枚
 - ③は、1年間に12枚
- 配布については、1人一冊
ではなく、1世帯につき一
冊です。

■乗車区間

乗車または降車地点の
どちらかが九度山町内で
あれば使用可能です。例え
ば、九度山町内からタクシ
ーに乗って、町外で降りる
場合は使用可能ですが、町
外から乗って、町外で降り
る場合は使用できません。

使用例	乗車地点	降車地点
○	九度山町内	九度山町内
○	九度山町内	町外
○	町外	九度山町内
×	町外	町外

○が使用可能
×が使用不可

■利用可能タクシー業者

- ・大阪第一交通(株)橋本営業所
- ・有鉄観光タクシー(株)
- ・(株)有交紀北
- ・高野山タクシー(株)九度山営業所

農業に関する
助成制度

問い合わせ 産業振興課
(☎542019)

●次世代につなぐ果樹産
地づくり事業補助金

■対象

県の「次世代につなぐ果樹
産地づくり事業」の事業採
択を受けて実施する園内道
の整備

■補助率

事業費(税抜)の3分の1
以内(上限50万円)

(県補助は、事業費(税抜)
の3分の1以内で、限度額
は、事業により異なります。)

●野菜花き産地強化事業
補助金

■対象

県の「野菜花き産地強化事
業補助金」の事業採択を受
けて実施する野菜・花き生
産にかかるとスマート農機の
導入・ハウスの高度化等の
整備事業

■補助率

事業費(税抜)の3分の1
以内(上限50万円)
(県補助は、事業費(税抜)
の3分の1以内で、限度額
は、事業により異なります。)

●農業共済加入促進事業
補助金

■対象

収入保険や果樹共済に加入
する掛金の一部を補助

■補助率

3分の1

●経営所得安定対策

■対象

水田において、主食用米や
麦・大豆・そばなどの戦略
作物等を栽培・販売する農
家に対し、助成します。

●経営開始資金

■対象

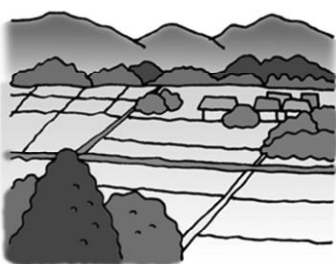
独立就農時の年齢が49歳
以下の認定新規就農者

■補助額

165万円/年

経営開始1〜3年目(最長
3年)

※助成制度には、その他の要
件等がありますので、事前
にご相談ください。



病害虫防除対策に関する助成制度

問い合わせ 産業振興課
(☎542019)

●病害虫（クビアカツヤカミキリカミキリ）防除対策事業補助金

クビアカツヤカミキリによる被害を受けたサクランボなどの防除を行った場合、経費の一部を補助します。

●補助対象

町内（山林を除く。）にあるサクランボなど生産活動に供する果樹以外の被害樹の防除対策

●補助金額

伐採・伐根 6万円以内/㎡
伐採・根覆い 6万円以内/㎡
ネット被覆 6千円以内/本
樹幹注入 6百円以内/孔

●受付期限 10月23日(金)

●被害の様子・防除方法

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所【クビアカツヤカミキリの防除法】参照

https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chuki/seika/5t-h-chuuki/seika12.html

★本補助金の利用は、申請・交付決定後になります。必ず防除作業前にご連絡ください。

有害鳥獣対策に関する補助制度

問い合わせ 産業振興課
(☎542019)

●鳥獣害対策関連補助金

増え続けるイノシシ、シカ、アライグマ等の被害防止のための補助制度があります。なお、表中①②については、資材購入前に申請してください。その他詳細については、お問い合わせください。
※予算に限りがありますのでご注意ください。



事業名	対象者	内容	補助金額
①防護柵等設置支援事業 (県・町補助)	1戸の農業者	防護柵等の鳥獣害防止施設の設置に係る資材費 (上限単価1,200円/m)	補助率1/3以内 上限3万円 (町補助)
	2戸以上の農業者をもって組織する団体		補助率2/3以内 (県・町補助)
②わな設置支援事業 (町補助)	2戸以上の農業者をもって組織する団体※わな猟免許を保持する者を含むこと	イノシシ等用箱わな 110,000円/基以内	補助率1/2以内
	わな猟免許保持者 アライグマ安全防除講習会受講者	アライグマ用箱わな 24,000円/基以内	
③狩猟免許取得支援事業 (県・町補助)	有害鳥獣捕獲者	新たに第一種銃猟免許を取得する場合、事前講習会と試験手数料、猟銃所持許可手数料等の費用を補助します。また、猟銃ならびにロッカー購入費の半額分の補助をします。	講習会費用 10,000円以内 試験手数料 5,200円以内 猟銃所持許可手数料等 63,200円以内 猟銃購入費 購入費×1/2以内 (ただし、上限150,000円) ロッカー購入費 購入費×1/2以内 (ただし、上限25,000円)
		新たにわな銃猟免許を取得する場合、事前講習会と試験手数料を補助します。	講習会費用 10,000円以内 試験手数料 5,200円以内
④有害鳥獣捕獲補助金 (県・町補助)	有害鳥獣捕獲従事者 (期間終了後、まとめて猟友会にお支払いします。)	狩猟期間外に町内で有害鳥獣として捕獲したイノシシ・ニホンジカ	1頭につき 15,000円 町所有の箱わなで捕獲した場合は、 1頭につき 10,000円
	狩猟免許(わな)所持者 アライグマ安全防除講習会受講者	町内で捕獲したアライグマ	1頭につき 2,000円

×ジロの捕獲は禁止です

メジロを許可なく捕獲や飼育した場合は、法律で罰則を受ける場合があります。なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

■問い合わせ

【捕獲許可】

伊都振興局衛生環境課 (☎42-5443)

【飼養登録】

産業振興課 (☎54-2019)

家庭でできる生活環境の改善と水質保全

下水道が整備された区域の皆さまはもちろんのこと、整備されていない区域の皆さまも、家のまわりの側溝や川などの水質を少しでもきれいにするため、日ごろからのご協力をお願いします。

■下水道を利用されている皆さまへ

下水道の維持管理は、皆さまにお支払いいただいている下水道使用料でまかなわれています。

つまり、下水道は『みんなの財産』です。

下水道へ汚水を流すようになって、衛生的で快適な生活を送ることができますが、どんなものでも下水道へ流してよいということではありません。私たち一人一人のちょっとした心遣いにより下水道を正しく使えば、管路やポンプまたは処理場の故障をなくし、下水道を長く使えることにつながります。

公共下水道または農業集落排水施設をご利用の皆さまは、下水道を大切に使ういただきますよう、ご協力をお願いします。

■下水道への接続をお願いします。

現在、公共下水道または農業集落排水施設が利用できるご家庭の皆さま方には、下水道の役割をご理解いただき、一日も早く下水道へ接続していただきますよう、よろしくをお願いします。

浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽は、適切に管理しないと、その機能を十分に発揮できず、悪臭が出たり、川や水路を汚染させてしまいます。また、浄化槽の故障を招き、修理などに多額の費用を要することにもなりかねません。

清潔で快適な生活環境を守るため、法律で定められている次の3つのことを必ず守ってください。

①保守点検

浄化槽は、定期的に正しく機能しているかどうかの点検や、薬剤の補給交換をする必要があります。

保守点検には専門的な技術が必要となりますので、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。

②清掃

浄化槽は、汚泥などが徐々にたまり、放置すると浄化槽の故障や機能不良の原因となります。清掃は、町の許可を受けた清掃業者に依頼して、年一回以上の清掃を実施しましょう。

③法定検査

保守点検・清掃とは別に、年に一回、浄化槽が適正に維持管理されているかどうかを、水質検査などにより確認することが義務づけられています。この検査は、県指定機関である（社）和歌山県水質保全センター（☎073-432-6433）が行います。

振替納付日について

○振替日

令和7年分の確定申告の振替日は、下表のとおりです。

所得税及び復興特別所得税の確定申告分	令和8年4月23日（木）
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告分	令和8年4月30日（木）

○振替日に引落しできなかった場合

上記振替日に預貯金口座から引落しできなかった場合の納付手続については、[国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」](#)をご確認ください。

なお、納期限※1の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

※1【納期限】所得税及び復興特別所得税：令和8年3月16日（月）
消費税及び地方消費税：令和8年3月31日（火）



国税庁 HP

令和8年5月から防災気象情報が新しくなります

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月下旬（予定）から新たな防災気象情報の運用を開始します。

現在、市町村から発令される避難指示等の避難情報や気象庁等から発表される防災気象情報は、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の「警戒レベル」を用いてお伝えしています。例えば警戒レベル4は、「危険な場所から全員避難」となっており、この警戒レベル4までに、各種情報を参考に自らの判断で避難行動をとる必要があります。しかし、気象庁等が発表する現在の「大雨警報」や「土砂災害警戒情報」といった防災気象情報は、この警戒レベルとの対応が分かりづらいという指摘がありました。

そこで、令和8年5月下旬（予定）から運用を開始する新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮に関する警報などを、災害発生の危険度に応じて住民がとるべき行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、現行の大雨警報などから伝え方が大きく変わります。

例えば、大雨警報は「レベル3大雨警報」という名称に変更され、レベルの数字と一緒に情報が伝えられます。また、河川氾濫の特別警報を新たに開始し、大河川の氾濫が発生・切迫した状況では「レベル5氾濫特別警報」を発表します。このほか、警戒レベル4に相当する情報は、警報（警戒レベル3相当）や特別警報（警戒レベル5相当）と異なるレベルであることが分かるよう「危険警報」という名称で発表します。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報等の情報を確認し、危険な場所にいる方は早めの避難を心掛けてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページ※では、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載しています。これらの資料を参考に、防災気象情報や避難情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※新たな防災気象情報に関する特設ページ：



<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/keiho-update2026/index.html>

■問い合わせ

和歌山地方気象台 防災管理官室（☎073-422-5348）

消費生活相談

町では、常時相談窓口を開設しておりますが、とくに毎月第4火曜日を消費生活相談日に設定し、悪徳商法による被害、消費者問題に関する契約や取引のトラブルなど様々な相談に応じております。「もしかしたら・・・?」「ひよっとしたら・・・?」そんな心当たりのある方は、ぜひ消費生活相談をご利用ください。

●九度山町役場産業振興課

日時 4月28日(火) 午後1時～4時

また、橋本市・かつらぎ町・九度山町で相互受入について協定をむすんでおり、下記日程の消費生活相談もご利用いただけます。

●かつらぎ町役場

日時 4月7日(火) 午後1時～4時

●橋本市役所消費生活センター

日時 4月21日(火) 午後1時～4時

■問い合わせ 産業振興課 (☎54-2019)



こころの健康相談

こころの健康に関する悩みのある人や周囲の人を対象に、こころの健康相談を開催します。

【事前予約制】

■日時 4月3日(金) 午後1時～
4月23日(木) 午後3時～

■場所 橋本保健所

■問い合わせ 橋本保健所 (☎42-5440)

心配ごと相談

生活での心配ごとに関する相談に応じます。

■日時 4月14日(火)
午後1時30分～4時

■場所 ふるさとセンター

■問い合わせ 社会福祉協議会 (☎54-9294)

行政相談

行政に関する苦情・要望・意見などの相談に応じます。

■日時 4月21日(火)
午後1時30分～4時

■場所 ふるさとセンター

■問い合わせ 企画公室 (☎54-2019)

町内のスポーツクラブに入ろう！ 町内にあるスポーツクラブをご紹介します。

各スポーツクラブに入部を希望される方は、各団体の代表者へお問い合わせください。

団体名	練習日・練習場所	対象	連絡先
九度山学童軟式野球クラブ	土・日曜 [13:00～ 九度山小学校]	小学生	代表者 小野寺弘企 (☎080-6145-2232) 監督 栗林 昌輝 (☎090-5895-7406)
九度山Jr. ソフトテニスクラブ	水曜 [18:30～ 町民テニスコート] 土曜 [9:00～17:00 町民テニスコート] 日曜 [9:00～17:00 町民テニスコート]	小学生 中学生女子	藤井 栄一 (☎54-3641)
九度山ソフトテニスクラブ	土曜 [18:00～ 町民テニスコート]	一般(初心者・上級者)	新開 豊 (☎54-2356)
九度山バドミントンクラブ	火曜 [19:00～ 20:30 文化スポーツセンター]	一般	平岡 充好 (☎090-3058-3824)
九度山ソフトバレーボール	土曜 [20:00～ 九度山中学校体育館]	一般	辻 久美子 (☎54-2124)
九度山柔道クラブ	水曜 [19:00～ 町民武道館] 土曜 [18:30～ 町民武道館]	幼児、小学生	海堀 浩幸 (☎54-2308)
日本拳法九度山支部	火・土曜 [19:00～ 町民武道館]	小中学生 一般	茂木 奨吾 (☎090-6967-3423)
九度山町ゲートボール協会	月～金曜 [旭ゲートボール場] 不定期 [古沢小学校ゲートボール場]	一般 (ジュニア・ミドル・シニア)	葛原 治 (☎54-3075)
なぎなた教室	金曜 [18:00～文化スポーツセンター]	小中高年生 一般	教育委員会 角谷 (☎54-2019) 090-9886-7876

※九度山町体育協会に所属している団体のみを紹介しています。(連絡先は敬称略)

ほけん行事予定表

■問い合わせ 保健師 (☎54-2019)

相談	事業名	日時		対象児
	10ヶ月・12ヶ月児健康相談	4月20日(月)	時間予約 (個別通知)	令和7年4月、令和7年6月生まれ
	2歳児健康相談			令和6年4月生まれ
	すくすく健康相談		9:30~11:00	妊産婦、育児中の保護者 ※体重の増えや育児等、気になることがあればどなたでもお気軽にお越しください。
母子健康手帳をお持ちください 場所：ふるさとセンター2階				

健康教室	事業名	日時	内容
	脳トレーニング教室	4月14日(火) 10:00~11:00	脳トレーニングゲーム
食と健康の教室	4月21日(火) 10:00~11:00	栄養士による講義と試食	
申込先は保健師(予約が必要) 場所：ふるさとセンター2階 問い合わせ先 保健師 (☎54-2019)			

健康相談	実施日時		場所
	4月	13日(月) 10:30~11:00	下古沢コミュニティ消防センター
		17日(金) 9:30~10:00	北又児童館
		20日(月) 9:30~11:00	ふるさとセンター2階

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ 後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

和歌山県後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。今回から子ども・子育て支援金制度によるご負担(子ども分)をお願いします。この制度は、社会保障全般の将来像も踏まえ、全世代で支え合う仕組みとして創設されたもので、国の「子ども未来戦略」に基づく少子化対策(児童手当の拡充等)に充てられます。支援金は、後期高齢者医療保険においては令和8年度分から保険料とあわせて納付していただきます。所得の少ない方には、世帯の所得状況に応じた軽減制度が適用されます。令和8年度は、軽減割合の引き上げ(7割軽減)と対象範囲の拡大(5割・2割軽減)を行います。令和8年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

		均等割額
【参考】 令和7年度		54,428円
令和8・9年度	年間合計	60,133円
	内訳：医療分	58,748円
	内訳：子ども分	1,385円

		所得割率	賦課限度額
【参考】 令和7年度		11.04%	800,000円
令和8・9年度 (年間)	医療分	10.36%	850,000円
	子ども分	0.25%	21,000円

※子ども分の保険料率は令和8年度の料率で、令和9年度の保険料率は令和8年度に算定します。

軽減割合	世帯主及び世帯の被保険者全員の合計所得額	
	令和7年度【参考】	令和8年度
7割軽減 ※	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>30.5万円</u> ×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>31万円</u> ×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>56万円</u> ×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+ <u>57万円</u> ×(被保険者数)以下



※令和8・9年度の医療分に限り、7.2割減となります。

■問い合わせ 住民課 (☎54-2019) または、和歌山県後期高齢者医療広域連合 (☎073-428-6688)

介護予防行事 4 月予定表

■問い合わせ 地域包括支援センター (☎ 54-2233)

◆自主サークル S介護予防サロン 午前9時~11時

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			◆いきいき ◆若がえり S河根若鮎 「花見」 ◆えびす	S愛 「花見」 ◆夢 ◆椎の実	◆げんき ◆なごみ Sほっこり 「笑いヨガ・リンパ体操」	
5	6	7	8	9	10	11
	◆花咲く中古沢		S井戸端会 「花見」 ◆若がえり ◆河根若鮎 Sえびす 「レクリエーション」	◆愛 ◆夢 ◆椎の実	◆げんき Sなごみ 「花見」 ◆ほっこり	
12	13	14	15	16	17	18
	◆花咲く中古沢 		◆いきいき Sやすらぎ 「マルチタスク車体 験」 ◆河根若鮎 Sえびす 「花見」	◆愛 S夢 「お琴・尺八演奏会」 Sありんこ 「骨粗鬆症」	Sげんき 「花見会・ゲーム」 ◆なごみ ◆ほっこり	
19	20	21	22	23	24	25
	◆花咲く中古沢		◆いきいき ◆若がえり ◆河根若鮎 ◆えびす	◆愛 ◆夢 Sありんこ 「おまかせサロン」	◆げんき ◆なごみ ◆ほっこり Sおもだか 「フレイル予防」	
26	27	28	29	30		
	◆花咲く中古沢		昭和の日	◆愛 ◆夢		

★新たに介護予防サロンが誕生しました★
4月24日(金)「サロンおもだか」
よろしくお願ひします。

会場

- ◆花咲く中古沢 (中古沢コミュニティ消防センター)
- ◆若がえりサークルSやすらぎ (福祉会館)
- ◆いきいきサークルS井戸端会 (旧紀陽銀行九度山支店)
- ◆げんきかいSげんき (下古沢コミュニティ消防センター)
- ◆えびす会Sえびす (上古沢コミュニティ消防センター)
- ◆ほっこり会Sほっこり (入郷コミュニティ消防センター)
- ◆河根若鮎クラブS河根若鮎 (河根児童館)
- ◆なごみクラブSなごみ (旭集会所)
- ◆愛クラブS愛 (九度山児童館)
- ◆夢倶楽部S夢 (東集会所)
- ◆椎の実Sありんこ (椎出児童館)
- Sおもだか (中古沢コミュニティ消防センター)

まちの行事予定表

2026年4月～5月

＜4月1日～4月19日＞		
日	曜	行事予定（時間・場所など）
1	水	●九度山保育所入所式（9:30～）
2	木	
3	金	
4	土	◇第8回久保の桜コンサート（13:30～）
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	●河根中学校入学式（10:00～） ●九度山小学校入学式（10:30～） ●九度山中学校入学式（13:30～）
9	木	●九度山幼稚園入園式（9:30～）
10	金	○ひよこクラブ（9:00～10:30）
11	土	
12	日	△伍芳 奉納演奏（12:00～）
13	月	
14	火	○脳トレーニング教室（10:00～11:00） ■心配ごと相談（13:30～16:00）
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	●九度山町長選挙（投票日）

＜4月20日～5月3日＞		
日	曜	行事予定（時間・場所など）
20	月	○10ヶ月・12ヶ月・2歳児健康相談（時間予約） ○すくすく健康相談（9:30～11:00）
21	火	○食と健康の教室（10:00～11:00） ■行政相談（13:30～16:00）
22	水	
23	木	
24	金	●狂犬病予防集合注射（場所参照2P） ○ひよこクラブ（9:00～10:30）
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	■消費生活相談（13:00～16:00）
29	水	昭和の日
30	木	★介護保険料随時期の納期限 ★国民健康保険税随時期の納期限 ★後期高齢者医療保険料随時期の納期限 ★下水道・集落排水3月分納期限
1	金	
2	土	
3	日	憲法記念日

●◇△：行事関係 ■：相談関係
○：保健関係 ★：税関係

■と○の場所は、ふるさとセンターです。
◇の場所は、くどやま森の童話館です。
△の場所は、丹生官省符神社です。

広報くどやま お知らせ版 2026年4月号

令和8年4月1日発行

発行 九度山町 編集 総務課

〒648-0198（個別番号）

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山 1190 番地

☎0736-54-2019 FAX0736-54-2022

